## JCHO神戸中央病院 医療安全研修会のお知らせ

## 「医療事故と刑事・民事訴訟について」

平成26年9月16日 医療安全管理委員会

訴訟には、医療者側に全面的責任がある医療過誤や 妥当な医療行為を行っているにも関わらず、十分な説明ができてなく誤解が生じ訴訟となる場合があります。 訴訟になると、病院側の負担も大きくなり、個人としては日常業務へ支障を来すことになります。

今回、医療弁護士としてご活躍されている「井上 清成 弁護士」を招き「訴訟に耐えられる医療行為はどう言ったものなのか」「実際に医療訴訟となった場合にどう対応すればよいのか」という内容について講演して頂きます。

日頃 皆さんが抱えておられる、医療事故の疑問や問題についても、お答えして 頂きこうと考えております。 多数のご参加お待ちしております。

				/ II
譜	2曲	# -	造成 华雏十	(井上法律事務所 所長)
DET		<i></i>		

月 日 平成26年10月7日(火)

時 間 17時45分~19時30分頃まで

場 所 2階会議室

対象者 地域医療機関の従事者(ご予約ください) 及び神戸中央病院職員

参加申込書						
貴施設名						
ご芳名(ご出席者、代表者氏名)						
参加人数 ————						
FAX送信先:独立行政法人地域医療機能推進機構	: 神戸中央病院	地域連携室				

FAX送信先:独立行政法人地域医療機能推進機構 神戸中央病院 地域連携室 078-595-2727